

「パーソナルコンピュータ等の購入」仕様書

1. 目的

本調達には、水産庁の職員が業務において利用するノート型の端末を調達するものである。

2. 調達範囲

本調達においては、「3. 納入物品（品目、数量）」に示すに示す納入物品を購入するものとする。納入物品の仕様及び機能は、「6. 仕様及び機能」に示すとおりとし、機器の納品までを調達範囲とする。

3. 納入物品（品目、数量）

(1) パーソナルコンピュータ（ノート型） 20台

(2) ソフトウェア

ア Microsoft Office Home & Business2019 20個

イ 一太郎 Pro4 20個

ウ ウイルスバスタークラウド（3年版） 7個

(3) マウス 20個

4. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-1 水産庁漁政部漁政課経理班

5. 納入期限等

令和4年3月31日（木）

6. 仕様及び機能

調達するパーソナルコンピュータ及びマウス等の構成・機能については次に掲げるもの又はこれと同等以上のものを有し、これらのハードウェア及びソフトウェアが一体として運用できるものとする。

また、パソコン本体については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日変更閣議決定）の基準を満たしている環境に配慮した機器を選定すること。

なお、未使用品に限定すること。

(1) パーソナルコンピュータ（ノート型）

ア. CPU

第8世代インテル® Core™ i5 プロセッサー（通常動作クロック数：1.6GHz）

同等以上を搭載していること。

イ. メモリ

8 GB 以上 DR4 SDRAM 同等以上

ウ. パネルサイズ

13.3 インチ以上であること。

エ. 表示機能

LED バックライト付 TFT カラー液晶であり、1,366× 768 ドット HD 以上の表示能力を有することとする。

オ. キーボード

OADG 準拠又は JIS 標準配列であること。

カ. インターフェース

USB3.0 が使用可能な USB コネクタを 2 個以上搭載していること。

キ. 内蔵 SSD 装置

内蔵型ソリッドステートドライブを搭載し、容量を 256GB 以上とすること。

なお、BIOS レベルでパスワードロックが可能なこと。また、ディスク構成は、C ドライブとすること。

ク. LAN アダプタ

内蔵型モジュージャック (RJ-45) により接続可能であることとし、1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 及び TCP/IP に対応していること。

ケ. 盗難防止施錠

PC 本体に盗難防止用鍵取り付け穴を有し、市販の盗難防止施錠用具が使用できること。

コ. 消費電力・電源

電源は AC100V (50/60Hz) であること。

なお、本仕様を満たす機器構成において本体の最大消費電力 (AC 電源使用時) が 300W 以下であること。

サ. 節電対策

節電対策に有効な省エネルギー機能を有していること。

シ. 関連規格

「国際エネルギースタープログラム」に適合している製品であること。

(2) ソフトウェア

それぞれのソフトウェアについて、インストールメディア (DVD)、マニュアル及びライセンス証書 1 式を添付すること (インストールメディアがないソフトウェアは、添付不要)。

ア. 本体 OS

Microsoft Windows 10 Pro 正規版 (日本語版) 64bit 版のライセンスを調達する。OEM ライセンス (OS プリインストール) による搭載を可とし、この場合、ソフトウェアアシュアランスによるライセンス変更を要しない。

イ. web ブラウザー

Microsoft Internet Explorer 11

ウ. ウイルス対策

ウイルスバスタークラウド

エ. マイクロソフト オフィス

Microsoft Office Home & Business2019

オ. 一太郎

一太郎 Pro 4

カ. その他

「Windows Media Player」(マイクロソフト社製)を搭載すること。

(3) マウス

ア. 接続方式

USBによる有線式

本体とケーブルが一体となっているもので、着脱式でないこと。

イ. 分解能

800~1000 カウント

ウ. 読み取り方式

光学式、レーザー式、ブルーLED式のいずれか。

エ. ボタン

3ボタン(ホイールボタン含む。)

オ. 本体サイズ

W50~70mm×D90~110mm×H30~40mm 程度

カ. 対応機種等

Windows10 で使用可能であること。

Windows 標準ドライバ対応で、接続すればそのまま使用できること。

7. 保証等

ハードウェア及びソフトウェアについては、過去において出荷・稼働実績を有し、高い信頼性を有していること。

受注者においては機器引き渡し後、向こう1年間にわたり迅速かつ誠実に受注者の負担で製品の保証を行うこと。

8. 搬入

受注者は、納入期限までに納入場所に搬入すること。

なお、取り扱い説明書等の添付物については、全て納品すること。

9. 責任の所在

納入物品については、製造者の如何に関わらず、納入業者が最終的に責任を負うこと。

10. 情報セキュリティの確保等

- (1) 別添1「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」について遵守すること。
また、受注者は「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。
なお、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。
- (2) 本調達を行うに当たって情報管理責任者を明確に定め、責任者の所属、氏名等を記載した作業体制図を提出すること。
なお、情報管理責任者と個人情報取扱責任者が同一の場合には、その旨を記載すること。
- (3) 本調達の受注、施行に当たって知り得た全ての事項については契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。秘密保全に関することは、本省担当部署の指示に従うこと。
- (4) 本調達の受注、施行に従事する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結すること。
- (5) 本調達において知り得た情報の漏えい等の事案が発生した際には、本省担当部署に電話、口頭等による報告を行うとともに、書面にて提出すること。
なお、事案の発生後は事態の收拾及び拡大防止の措置を迅速かつ適切に行うこと。
また、受注者以外の者の作業も含め、対処に係る費用は全て受注者が負担すること。
- (6) 受注者環境に本調達に必要な情報以外を保持することのないよう、不要になった情報は適宜、本省担当部署に返却を行うこと。
- (7) 使用するソフトウェアについては、既知のセキュリティホールに対するセキュリティ対策を行うこと。

11. その他

- (1) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、システム担当者と必要に応じ打合せを行うこと。
- (2) その他、疑義が生じた場合は、システム担当者とそれぞれ協議し対応すること。
- (3) 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、農林水産省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること（農林水産省が別途選定した事業者による監査を含む）。また、情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。